

(様式第 16-1 号)

番 号
年 月 日

〇〇農政局長
北海道農政事務所長 殿
内閣府沖縄総合事務局長

農林水産省農産局長

畑地化促進事業（畑地化支援・定着促進支援）に係る配分について

経営所得安定対策等実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知）Ⅳの第 2 の 4 の（7）の②のアの規定に基づき、配分対象者を別紙のとおり決定したため、貴局（北海道農政事務所にあつては、貴所）管内へ通知されたい。

〇〇県知事 殿

〇〇農政局長
北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長

畑地化促進事業（畑地化支援・定着促進支援）に係る配分について

経営所得安定対策等実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知）IVの第 2 の 4 の（7）の②のイの規定に基づき、配分対象者を別紙のとおり決定したため、貴県（北海道にあつては、貴道、東京都にあつては、貴都、大阪府、京都府にあつては、貴府）へ通知されたい。

(様式第 16-3 号)

番 号
年 月 日

〇〇地域農業再生協議会長 殿

〇〇県知事

畑地化促進事業（畑地化支援・定着促進支援）に係る配分について

経営所得安定対策等実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知）Ⅳの第 2 の 4 の（7）の②のウの規定に基づき、配分対象者を別紙のとおり決定したため、貴協議会内の対象者へ通知されたい。

(様式第 16-4 号)

番 号
年 月 日

〇〇 〇〇 殿

〇〇地域農業再生協議会長

畑地化促進事業（畑地化支援・定着促進支援）に係る配分について

経営所得安定対策等実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知）Ⅳの第 2 の 4 の（7）の②のエの規定に基づき、配分対象として決定したため、貴殿へ通知する。

地域の基準単収を大きく下回ったことの原因書

交付申請者 住 所
氏 名
交付申請者管理コード

—	—	—	—	—
---	---	---	---	---

対象畑作物名	地域の基準単収 ①	地域の基準単収の2分の1 ②=①÷2	数量払の交付申請数量 ③	面積払の交付対象面積 (又は生産予定面積) ④		交付申請者の 当年産の単収 ⑤=③÷④	規格外数量 及び 規格外相当 数量の合計
	kg/10a	kg/10a	kg	a	㎡	kg/10a	kg

交付申請者の当年産の単収(⑤)が、地域の基準単収の2分の1(②)を下回った理由について、以下の1～6の該当する全ての項目について、✓を入れてください。

また、該当する事項がない場合には、その他に✓を入れた上で、具体的な理由を記載してください。

※ 理由の根拠となる証拠書類の提出が必要です。

1. は種の段階における理由

<input type="checkbox"/>	自然災害(風水害、干害、冷害、雪害、ひょう害その他気象上の原因(地震・噴火を含む)による災害等)の理由により、適切な生産に向けて適期のは種が困難となった。※2～6における理由の✓(必要に応じてその他に理由を記載)も必要。
<input type="checkbox"/>	交付申請者の入院、死亡等の理由により、適切な生産に向けて第三者への農作業委託等を行ったが、適期のは種が困難となった。※2～6における理由の✓(必要に応じてその他に理由を記載)も必要。
<input type="checkbox"/>	その他

2. 生産・収穫の段階における理由

<input type="checkbox"/>	自然災害(風水害、干害、冷害、雪害、ひょう害その他気象上の原因(地震・噴火を含む)による災害等)の理由により、適切な生産を行っていたが対象畑作物の生育不良、減収または品質の低下等が発生した。
<input type="checkbox"/>	病虫害等により、適切な生産を行っていたが対象畑作物の生育不良、減収または品質の低下等が発生した。
<input type="checkbox"/>	鳥獣害等により、適切な生産を行っていたが対象畑作物の生育不良、減収または品質の低下等が発生した。
<input type="checkbox"/>	交付申請者の入院、死亡等の理由により、適切な生産に向けて第三者への農作業委託等を行ったが、適切な生産・収穫が困難となり、対象畑作物の生育不良、減収または品質の低下等が発生した。
<input type="checkbox"/>	その他

3. 出荷・販売の段階における理由

<input type="checkbox"/>	農産物検査の受検又は品質区分の確認において、最低重量を確保することができず、受検等が不可能となった。 ※最低重量を確保できなかった理由の要因として、2及び3における理由の✓(必要に応じてその他に理由を記載)も必要。
<input type="checkbox"/>	農産物検査の受検又は品質区分の確認において、規格外又は規格外相当に格付けされた数量が発生した。 ※品質の低下等の理由の要因として、2及び3における理由の✓(必要に応じてその他に理由を記載)も必要。
<input type="checkbox"/>	交付申請者の入院、死亡等の理由により、出荷・販売が不可能な状況となったため、対象畑作物の出荷・販売を行うことができなかった。
<input type="checkbox"/>	需要者の倒産や引き取り拒否等により、対象畑作物の出荷・販売を行うことができなかった。
<input type="checkbox"/>	その他

4. 激甚災害指定等の場合(※地域農業再生協議会等による被害証明可)

<input type="checkbox"/>	自然災害(災害復旧事業等対象)によるは種前の農地への被害(※共済証明がある場合または経営所得安定対策等実施要綱の第2の5の(5)に準じて、これを満たす場合)
<input type="checkbox"/>	自然災害(災害復旧事業等対象)によるは種後の対象畑作物及び農地への被害(※行政機関からの被害に関する公表資料があり、地域農業再生協議会等による被害状況の確認書類等がある場合)

5. 1～4に掲げているもの以外の理由(ほ場条件の制約等による減収等)

--	--

6. 地方農政局等からの栽培管理に係る改善指導に対して実施した改善措置について

<input type="checkbox"/>	以下のとおり、改善措置を講じた。
<input type="checkbox"/>	改善措置を講じていない。(当年産における理由について、前年産と同一の内容が含まれる場合、面積払は返還又は交付をしないこととなります。)

(記載上の留意事項)

注1: 本様式は、畑作物の直接支払交付金における面積払の交付決定を受けた農業者及び実施要綱Ⅳの第1の1の(2)の③のオの(オ)に該当する交付申請者で、数量払の交付申請数量の合計を面積払の交付対象面積(又は営農計画書に記載した生産予定面積)で除した単収が、地域の基準単収の2分の1に満たなかった場合に作成してください。
なお、地域の基準単収の2分の1に満たなかった対象畑作物が複数ある場合は対象畑作物の種類ごとに作成してください。

注2: 地域の基準単収の2分の1は小数点以下切り捨て、交付申請者の当年産の単収の項目は小数点第一位を四捨五入で整理してください。

注3: 交付申請数量の項目は、品質区分にかかわらず、数量払の全交付申請数量を記載、規格外数量及び規格外相当数量(数量払の対象外となった数量)がある場合には、その数量を記載してください。

注4: 理由書の根拠となる証拠書類として、以下のa～dのすべてを提出する必要があります。

また、a～d以外にも地方農政局長等が必要に応じ追加書類の提出を求める場合には、地方農政局長等が定める期限までに提出する必要があります。

a 地域の基準単収を大きく下回ることになった要因を裏付ける書類

※ ①～③は、理由書の根拠となる証拠書類の具体例です。提出する際の参考としてください。

① 自然災害の場合:

- ・ 農作物共済の支払書類等
- ・ 農作物の被害状況(撮影月日及び対象地番で生産された農作物であること)を明確に把握できる写真
- ・ 農地の被害状況(撮影月日及び対象地番が把握できること)を明確に確認できる写真
- ・ 公的機関や地域農業再生協議会等が被害状況を確認した書類等
- ・ 近隣地域を含め、天候不順等であったことが把握できる書類(気象庁公表データ等)等

② 新たな生産技術の導入による場合:

- ・ 前年産と当年産の生産技術等の相違を確認できる書類(農作業日誌、会議資料や研修会資料、その他参考とした書類、農業生産資材購入等の書類(見積書、精算書、領収書)等

③ 交付申請者の体調不良等の場合:

- ・ 通院等の診療レセプト、診断書、入院証明、死亡届等

b 適切な生産が行われていたことが分かる書類

- ・ 農作業日誌、種子や肥料の購入伝票等

c ほ場条件の制約がある場合には、これに対応した対策を講じていることが分かる書類

- ・ 農地に対策を施したこと(撮影月日及び対象地番が把握できること)を明確に確認できる写真や書類(施工図、見積書、精算書、領収書)等

d 地方農政局等又は地域農業再生協議会等から栽培管理の見直し等の改善指導を受けている場合には、実施した改善措置が分かる書類

- ・ 改善指導通知の写し
- ・ 改善のための会議資料や研修会資料、参考とした書類等
- ・ 改善に係る農業生産資材購入等の書類(見積書、精算書、領収書)等
- ・ 農地に対策を施したこと(撮影月日及び対象地番が把握できること)を明確に確認できる写真や書類(施工図、見積書、精算書、領収書)等

e その他書類

※ a～d以外の理由書の根拠となる証拠書類の具体例です。提出する際の参考としてください。

- ・ a以外の要因による場合には、地域の基準単収を大きく下回った理由を裏付ける根拠となる書類等
- ・ 農産物検査により格付理由が規格外となった数量が発生した場合には、農産物検査結果通知表の写し
- ・ 農産物検査によらない品質区分の確認により交付対象とならない数量が発生した場合には、品質区分の確認の結果を証明する資料の写し

(参考) 経営所得安定対策等実施要綱のⅣの第2の1の(5)の⑤

⑤ なお、対象作物の作付準備をしていたにもかかわらず、自然災害等により、作付けが困難となった農地について、以下アからウまでに掲げる全ての条件に該当すると地方農政局長等が認めるものについては、作付準備を行っていた年産に限り本交付金の交付対象とすることができるものとします。

ア 作付けが困難となった農地で対象作物の作付準備をしていた交付申請者が、交付申請書及び営農計画書を地方農政局等又は地域農業再生協議会に提出済みであること

イ 被災した農地又は道路が災害復旧事業(国又は地方公共団体の補助金等により施工される災害復旧事業をいいます。以下同じです。)の対象となり、他作物への転換を含めた作物の作付けが困難であることが確認できること

ウ 当該自然災害等の発生前に、耕起や種子消毒等の作付準備を行っていたと確認できること

水田活用直接支払交付金の対象作物に係る自家加工販売
(直売所等での販売) 実績報告書

自家加工農業者 (販売農業者)

住 所

氏 名 _____

1 原料農産物使用実績 (対象農産物のうち該当するものを記載)

(単位 : kg)

原料農産物名	年間使用量	左記のうち自ら生産したもの

(注) 地域振興作物 (産地交付金) については、各単価グループごとに最低一農産物記入してください。

また、高収益作物定着促進支援の対象作物については、品目毎に記入してください。

2 商品の加工販売実績 (直売所での販売実績)

(単位 : kg)

商 品	商品の販売形態	商品の主な販売先	年間販売 (予定) 数量
合 計			

(注 1) 「商品」には、対象作物に係る各単価グループの商品ごとに最低一実績記入してください。

(注 2) 「商品の販売形態」には、自社店頭販売、直売所、インターネット等注文販売等の販売形態を記入してください。

(注 3) 「商品の主な販売先」には、一般消費者、卸・小売店、スーパー等の販売先を記入してください (直売所等での販売の場合は、直売所等の名称、所在地、連絡先を記入してください。)

交付申請者管理コード												
地域協議会等管理コード												

(参考様式3)

令和 年 月 日

水田活用の直接支払交付金の対象作物に係る自家加工販売（飼料作物の自家利用）記録

自家利用農業者 住所
氏名

1 飼料作物の生産実績及び自家利用実績

作物名 (注1)	利用形態 (注2)	作付面積 (注3)	生産数量 (注4)	年間自家利用数量 (注5)	経営内容（畜種・頭数） (注6)
					・
					・
					・

2 他の畜産経営等への販売・出荷実績

作物名 (注1)	利用形態 (注2)	販売・出荷数量 (注7)	販売・出荷先 (注8)

(注1) 「作物名」には、青刈りとうもろこし、稲WCS、牧草、ソルゴーその他の「自家利用計画」で選択した作物を記入してください。

(注2) 「利用形態」には、当該作物を給餌する際の形態（ラップサイレージ、乾草、放牧等）を記入してください。

(注3) 「作付面積」には、当該作物を作付けた面積（自家利用分、販売・出荷分の合計）を記入してください。

(注4) 「生産数量」には、当該作物を収穫等した数量をkgで記入してください。放牧の場合は、「放牧した延べ頭数×延べ日数」で算出した延べ放牧頭・日を記載してください。

(注5) 「年間自家利用数量」には、当該作物を収穫等し、自らの畜産経営に供する予定の数量をkgで記入してください。放牧の場合は、「生産数量」と同じになるため記載は不要です。

(注6) 「経営内容（畜種・頭数）」には、自らの畜産経営（「肉用牛肥育・150頭」等）を記入してください。

(注7) 「販売・出荷数量」には、自ら収穫し、自らの畜産経営に供さず他の畜産経営等へ出荷・販売する予定の当該作物の予定数量をkgで記入してください。

(注8) 「販売・出荷先」には、出荷・販売を予定する他の畜産経営等を記入してください。

畑地化支援に係る取組の要件確認申請書

年 月 日

〇〇協議会長 殿

交付申請予定者 住所

氏名 { 法人等にあつては、
名称及び代表者の氏名

経営所得安定対策等実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知）別紙 14 の 1 の（1）及び別紙 21 の 1 の（1）に基づく高収益作物畑地化支援及びその他畑地化支援に係る取組の事前の確認を受けたいので、申請します。

記

交付申請予定農地

- ・ 耕地番号及び分筆番号：
- ・ 地名、地番、大字、字、集落地番：
- ・ 本地面積： m²
- ・ 当年度以降の作付計画

年度					
作物名					

（注）複数の農地を申請する場合、表形式で記載してもよい。

- ・ 交付申請予定農地の畑地化に対する土地所有者の同意の有無 （ ）
- ・ 別添資料（空中写真又は農地地図等）

（注）団地化された畑地の位置及び地番等が分かるように図示すること

畑地化支援に係る取組の要件確認通知書

年 月 日

交付申請予定者 殿

〔法人等にあつては、
名称及び代表者の氏名〕

〇〇協議会長

〇年〇月〇日付けで貴殿より申請のあった畑地化の取組に係る農地について、経営所得安定対策等実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知）別紙 14 の 1 の（1）及び別紙 21 の 1 の（1）の要件を満たしていることを確認しましたので、通知します。

記

要件の確認を行った交付申請予定農地

- ・ 耕地番号及び分筆番号：
- ・ 地名、地番、大字、字、集落地番：
- ・ 本地面積： m^2

（注）複数の農地を申請する場合、表形式で記載してもよい。

飼料作物(牧草)に係るは種実施報告書

〇〇地域農業再生協議会長 殿

交付申請者 住所:
氏名:
交付申請者管理コード:

【1. は種実施記録】

農地の番号※1		地名・地番、 大字、字、 集落地番 ※1	商品名及び草種名 ※2	作付面積		は種面積		は種量 (kg)	10aあたり は種量 (kg/10a) ※3	は種年月日	備考
耕地番号	分筆番号			a	m ²	a	m ²				
1	1	〇〇-1	水田1号(チモシー)	20	10	20	10	4	2.0	令和3年7月5日	
1	2	〇〇-2	水田1号(チモシー)	30		0			-		
2	1	△△-1	水活地力 (イタリアンライグラス)・ 産地地力(ギニアグラ ス)	40		40		17	4.3	令和3年9月1日	
3	1	□□-1	産地地力(ギニアグラ ス)	50		40		8	2.0	令和3年9月1日	
				a	m ²	a	m ²		-		
				a	m ²	a	m ²		-		

【2. 種子購入記録】

購入日	購入先	商品名及び草種名 ※2	種子購入量 (kg)	備考
令和〇年 〇月〇日	〇〇株式会社	水田1号(チモシー)	5	
令和△年 △月△日	△△株式会社	水活地力 (イタリアンライグラス)	10	
令和□年 □月□日	□□農協	産地地力 (ギニアグラス)	20	

【3. 作付面積】

	作付面積計 (a)
飼料作物(牧草)	140
うち、は種	100
うち、は種以外	40

注 は種の実施が客観的に確認できる書類(種子購入伝票や作業日誌等)については、交付申請を行った年度の翌年度から5年間保管してください。
 ※1 農地の番号、地番は営農計画書と一致するよう記入してください。また、は種を行っていない牧草作付農地についても記入してください。
 ※2 各種苗会社等から購入した作物の商品名及び草種名を記入してください。
 ※3 地域農業再生協議会は、は種量が適切かどうか確認してください。

(参考様式6)

交付対象作物の収量が相当程度低いことについて

年 月 日

殿

〇〇地方農政局長

〔北海道農政事務所長
内閣府沖縄総合事務局長〕

貴殿が作付けした水田活用の直接支払交付金、コメ新市場開拓等促進事業、畑作物産地形成促進事業又は畑地化促進事業に係る（交付対象作物[※]）については、経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）Ⅳの第2の1の（9）、2の（8）の⑦、3の（8）の⑦又は4の（8）の規定に基づき、収量が相当程度低いと判断されました。

交付対象作物の収量が相当程度低い場合は、基本的に水田活用の直接支払交付金、コメ新市場開拓等促進事業、畑作物産地形成促進事業又は畑地化促進事業の交付対象にはなりません。収量が相当程度低くなったことについて合理的な理由がある場合には、本交付金の対象となりますので、別添の「収量が相当程度低くなったこと理由書」及び関係書類を、令和〇年〇月〇日までに地方農政局長（北海道農政事務所長、内閣府沖縄総合事務局長）宛て御提出ください。

なお、期日までに理由書等の提出がなされない場合及び提出された理由書等からは合理的な理由があると認められない場合は、本交付金の交付対象なりません。

※（交付対象作物）については、該当の交付対象作物名を記入すること。

収量が相当程度低くなったこと理由書

地方農政局長 殿
 (北海道農政事務所長
 沖縄総合事務局長)

交付申請者 住所
 氏名

水田活用の直接支払交付金、コメ新市場開拓等促進事業、畑作物産地形成促進事業又は畑地化促進事業に係る（対象作物名）について、収量が相当程度低くなったこと理由を、下記のとおり報告いたします。

1. 対象作物（該当するものに✓（チェック）を付けてください。）

- 新市場開拓用米 加工用米

① 実需者等への出荷数量	② 当初契約数量	③=①/②
kg	kg	

- 飼料用米（生もみ除く） 米粉用米

① 10a 当たり収量	② 標準単収値	③=①-②
kg/10a	kg/10a	kg/10a

- その他（作物名： ）

収量が相当程度低くなったこと理由について、以下の2～6の該当する全ての項目について、✓を入れてください。また、該当する事項がない場合には、その他に✓を入れた上で、具体的な理由を記載してください。
 ※ 理由の根拠となる証拠書類の提出が必要です。

2. は種又は移植の段階における理由

<input type="checkbox"/> 自然災害（風水害、干害、冷害、雪害、ひょう害その他気象上の原因（地震・噴火を含む）による災害等）の理由により、適切な生産に向けて適期のは種又は移植が困難となった。※3～6における理由の✓（必要に応じてその他の理由を記載）も必要。
<input type="checkbox"/> 交付申請者の入院、死亡等の理由により、適切な生産に向けて第三者への農作業委託等を行ったが、適期のは種又は移植が困難となった。※3～6における理由の✓（必要に応じてその他の理由を記載）も必要。
<input type="checkbox"/> その他

3. 生産・収穫の段階における理由

<input type="checkbox"/> 自然災害（風水害、干害、冷害、雪害、ひょう害その他気象上の原因（地震・噴火を含む）による災害等）の理由により、適切な生産を行っていたが、対象作物の生育不良、減収または品質の低下等が発生した。
<input type="checkbox"/> 病虫害等により、適切な生産を行っていたが、対象作物の生育不良、減収または品質の低下等が発生した。
<input type="checkbox"/> 鳥獣害等により、適切な生産を行っていたが、対象作物の生育不良、減収または品質の低下等が発生した。
<input type="checkbox"/> 交付申請者の入院、死亡等の理由により、適切な生産に向けて第三者への作業受委託等を行ったが、適切な生産・収穫が困難となり、対象作物の生育不良、減収または品質の低下等が発生した。

<input type="checkbox"/> その他

4. 出荷・販売の段階における理由

<input type="checkbox"/> 農産物検査の受検において、最低重量を確保することができず、受検等が不可能となった。 ※最低重量を確保できなかった理由の要因として、上記2及び3における理由の✓（必要に応じてその他に理由を記載）も必要。
<input type="checkbox"/> 農産物検査の受検又は農産物検査によらない確認において、加工用米及び米粉用米は3等以下、飼料用米は不合格又はそれに相当すると確認された数量が発生した。 ※品位の低下等の理由の要因として、上記2及び3における理由の✓（必要に応じてその他に理由を記載）も必要。
<input type="checkbox"/> 交付申請者の入院、死亡等の理由により、出荷・販売が不可能な状況となったため、対象作物の出荷・販売を行うことができなかった。
<input type="checkbox"/> 需要者の倒産や引き取り拒否等により、対象作物の出荷・販売を行うことができなかった。
<input type="checkbox"/> その他

5. 2～4に掲げているもの以外の理由（ほ場条件の制約等による減収等）

6. 地方農政局等からの栽培管理に係る改善指導に対して実施した改善措置について

<input type="checkbox"/> 以下のとおり、改善措置を講じた。
<input type="checkbox"/> 改善措置を講じていない。（当年度における理由について、前年度と同一内容が含まれる場合、水田活用の直接支払交付金については、返還又は不交付になります。）

（注）「改善点の根拠としたもの」欄は、客観的かつ合理的な知見に基づく手法により改善が行われたことを確認できるもの（改善指導を行った者や普及組織名、栽培指針等）を記載してください。

7. 添付書類

理由書の根拠となる証拠書類として、以下のア～エの該当するすべてを提出することが必要です。また、ア～エ以外にも地方農政局長等が必要に応じ追加書類の提出を求める場合には、地方農政局長等が定める期限までに提出することが必要です。

- ア 収量が相当程度低くなった要因を裏付ける書類
 - ※①・②は、理由書の根拠となる証明書類の具体例です。提出する際の参考としてください。
 - ①自然災害の場合：
 - ・農作物共済の支払書類等
 - ・対象作物の被害状況（撮影月日及び対象地番で生産された対象作物であること）を明確に把握できる写真
 - ・農地の被害状況（撮影月日及び対象地番が把握できること）を明確に確認できる写真
 - ・公的機関や地域農業再生協議会等が被害状況を確認した書類等

- ・近隣地域を含め、天候不順等であったことが把握できる書類（気象庁公表データ等）等

②交付申請者の体調不良等の場合：

- ・通院等の診療レセプト、診断書、入院証明、死亡届等

□ イ 適切な生産が行われていたことが分かる書類

- ・農作業日誌、種子や肥料の購入伝票等

□ ウ ほ場条件の制約がある場合には、これに対応した対策を講じていることが分かる書類

- ・農地に対策を施したこと（撮影月日及び対象地番が把握できること）を明確に確認できる写真や書類（施工図、見積書、精算書、領収書）等

□ エ 地方農政局等又は地域農業再生協議会等から栽培管理の見直し等の改善指導を受けている場合には、実施された改善措置が分かる書類

- ・改善指導通知の写し
- ・改善のための会議資料や研修会資料、参考とした書類等
- ・改善に係る農業生産資材購入等の書類（見積書、精算書、領収書）等
- ・農地に対策を施したこと（撮影月日及び対象地番が把握できること）を明確に確認できる写真や書類（施工図、見積書、精算書、領収書）等

□ オ その他書類

※ア～エ以外の理由書の根拠となる証明書類の具体例です。提出する際の参考としてください。

- ・ア以外の要因による場合には、収量が相当程度低くなったことの原因を裏付ける根拠となる書類等

- ・農産物検査により加工用米及び米粉用米は3等以下、飼料用米は不合格が発生した場合には、農産物検査結果通知表の写し

- ・農産物検査によらない方法の確認により交付対象とならない数量が発生した場合には、確認したことがわかる資料の写し

（参考）当年産の主食用米の生産状況（主食用米の作付けがある場合に記入）

収 量	kg	作付面積	m ²
-----	----	------	----------------

（留意事項）

- ・収量が相当程度低くなった対象作物が複数ある場合は、対象作物の種類ごとに作成してください。

- ・以下のア～オのいずれかに該当する場合には、合理的な理由があるとは認められません。

ア 収量が相当程度低くなった要因が自然災害であるときは、当該ほ場以外の近隣のほ場において同じ自然災害による被害がない場合（公的機関や地域農業再生協議会等による被害の証明がある場合を除きます。）

イ 適期の作業がなされていない、必要な防除がなされていない等、収量が相当程度低くならないことが明らかに困難な栽培と認められる場合

ウ ほ場条件の制約があるときは、これに対応した対策を講じていない場合、又はこれに対応した対策を講じても収量が相当程度低くならないことが明らかに困難なほ場での栽培と認められる場合

エ 地方農政局等又は地域農業再生協議会等から栽培管理の見直し等の改善指導を受けていたにもかかわらず、改善措置がなされていない場合

オ 管理不十分のために収穫物を毀損させる等農業者が当然に払うべき注意を怠っている場合

〇〇 〇〇 殿

〇〇農政局地方参事官 (〇〇)

令和 年産の水田活用の直接支払交付金、コメ新市場開拓等促進事業、畑作物産地形成促進事業又は畑地化促進事業について
(改善指導)

令和 年度の出荷数量が当初契約数量を大きく下回ったこと等の理由書等を精査した結果を踏まえ、令和 年産においても同種の作物に対する経営所得安定対策等の交付申請をお考えである場合には、下記につき栽培管理の改善が必要であることをお伝えします。

令和 年産において、水田活用の直接支払交付金、コメ新市場開拓等促進事業、畑作物産地形成促進事業又は畑地化促進事業の対象作物について、引き続き収量が相当程度低く、かつ、必要な栽培管理の改善が確認できない場合、水田活用の直接支払交付金、コメ新市場開拓等促進事業、畑作物産地形成促進事業又は畑地化促進事業の交付対象となりませんので御留意ください。なお、低単収となった場合の理由については、下記の注意点についても御留意ください。

記

1. 地域における標準的な栽培時期に必要な農作業を行うこと(下表参照。)。〇月以降に播種している場合は、適期の作業がなされていないものとみなします。
2. 対象作物(〇〇)以外の植物について、ほ場において対象作物(〇〇)よりも優勢になることのないように効果的な防除を行うこと。対象作物(〇〇)以外の植物が対象作物(〇〇)よりも優勢になっていることが確認された場合、必要な防除がなされていないものとみなします。
3. 湿害が発生しやすいほ場について、効果的な排水対策を行うこと。湿害の影響が軽減されていない場合、必要な対策が講じられていないものとみなします。
※3は必要に応じ記述してください。
4. (その他、農業者の状況に合わせ必要に応じ記述してください。)

(注意点)

〇〇〇〇は、低単収の合理的な理由にはなりません。

(参考) 地域における標準的な栽培時期

		は種期	収穫期
〇〇県	飼料用米	〇月〇旬~〇月〇旬	〇月〇旬~〇月〇旬
〇〇県	WCS	〇月〇旬~〇月〇旬	〇月〇旬~〇月〇旬

(県の普及組織からの聞き取り)

(参考)

収量が相当程度低い場合の水田活用の直接支払交付金、コメ新市場開拓等促進事業、畑作物産地形成促進事業又は畑地化促進事業の交付について

- 水田活用の直接支払交付金及び畑地化促進事業は、原則として、地域の普及組織等が指導する標準的な栽培方法等に即し、十分な収量が得られるように生産されることを前提に交付されるものです。
- このため、対象作物の収量が相当程度低い^{※1}場合には、水田活用の直接支払交付金、コメ新市場開拓等促進事業、畑作物産地形成促進事業又は畑地化促進事業の交付対象とはなりません（交付後に対象とならないことが明らかになった場合は返還していただきます。）が、地方農政局長等の求めに応じて、収量低下が生じたと思われる要因等を記載した理由書及びその証拠書類^{※2}が提出され、収量が相当程度低くなったことの合理的な理由があると確認できる場合には、水田活用の直接支払交付金、コメ新市場開拓等促進事業、畑作物産地形成促進事業又は畑地化促進事業の交付対象となります。

(※1) 収量が相当程度低いとは、

- ① 新市場開拓用米及び加工用米にあつては、当年産米の実需者等への出荷数量が当初契約数量の8割に満たない場合
- ② 飼料用米（生もみを利用するものを除きます。）及び米粉用米にあつては、10a当たりの収量が地域農業再生協議会で定める標準単収値よりも150kg以上低い場合
- ③ 飼料作物及びWCS用稲にあつては、各都道府県農業再生協議会等が定めるところとしている基準単収や平均単収と比較し、それらと比較して明らかに収量が低いと判断される場合
- ④ その他の作物にあつては、近傍のほ場の同一作物の生育状況等と比較して明らかに収量が低い場合

をいいます。なお、畑作物の直接支払交付金の面積払の対象作物にあつては、交付申請の有無にかかわらず、面積払の交付対象とならない場合には、水田活用の直接支払交付金、畑作物産地形成促進事業又は畑地化促進事業についても交付対象とはなりません。

(※2) 提出いただく証拠書類は、以下のア～エのすべてです。このほか、地方農政局等から追加書類の求めがある場合には、定められた期限までに提出することが必要です。

ア 収量が相当程度低くなった要因を裏付ける書類（自然災害が要因である場合には、農作物共済の支払書類等）

イ 適切な生産が行われていたことが分かる書類（作業日誌、種子や肥料の購入

伝票等)

- ウ ほ場条件の制約がある場合には、これに対応した対策を講じていることが分かる書類（対策を施したことが分かる写真等）
 - エ 地方農政局等又は地域農業再生協議会等から栽培管理の見直し等の改善指導を受けている場合には、実施された改善措置が分かる書類（改善措置を施したことが分かる写真等）
- 合理的な理由がある場合とは、適切な生産がなされていた上で、自然災害等の農業者にとって不可抗力の要因によって収量が低くなっている場合（その要因がなければ収量が相当程度低くならないと見込まれることが必要）をいいます。このため、以下のア～オのいずれかに該当する場合には、合理的な理由があるとは認められません。
- ア 収量が相当程度低くなった要因が自然災害であるときは、当該ほ場以外の近傍のほ場において同じ自然災害による被害がない場合（公的機関や地域農業再生協議会等による被害の証明がある場合を除きます。）
 - イ 適期の作業がなされていない、必要な防除がなされていない等、収量が相当程度低くならないことが明らかに困難な栽培と認められる場合
 - ウ ほ場条件の制約があるときは、これに対応した対策を講じていない場合、又はこれに対応した対策を講じても収量が相当程度低くならないことが明らかに困難なほ場での栽培と認められる場合
 - エ 地方農政局等又は地域農業再生協議会等から栽培管理の見直し等の改善指導を受けていたにもかかわらず、改善措置がなされていない場合
 - オ 管理不十分のために収穫物を毀損させる等農業者が当然に払うべき注意を怠っている場合